

高所作業車運転特別教育

(作業床の高さ 10m未満)

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL054-255-1080

FAX054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

下田分会 TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内) 静岡分会 TEL<054>245-6288 (静岡建設業協会内)
三島分会 TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内) 島田分会 TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内)
沼津分会 TEL<055>932-8311 (沼津建設業協会内) 袋井分会 TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内)
富士分会 TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内) 浜松分会 TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内)
清水分会 TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内) 天竜分会 TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内)

事業者は、作業床の高さ 10m未満の高所作業車の運転に就かせる者に対して、労働安全衛生法第 59 条 3 項 (同規則第 36 条 10 の 5 号) により特別教育を行わなければならないことになっております。

安全衛生教育の重要性に鑑み、このたび当支部では事業者に代わって、下記により特別教育を行うことにしました。つきましては、この機会に貴事業場の該当者には、是非受講させていただくようご案内申し上げます。

記

1. 講習開催日及び会場等

- (1) 講習会は、毎年 2 月、5 月、8 月、11 月頃に発行します別途「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前 8 時 30 分より開催いたしますので、午前 8 時 20 分までに集合して下さい。

2. 教育の科目及び時間

区分	科 目	講習時間
学 科	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3 時間
	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間
	関係法令	1 時間
実 技	高所作業車の作業のための装置の操作	3 時間

3. 受講対象者

大型特殊自動車、大型自動車、中型自動車、普通自動車いずれかの運転免許証を有する者。

4. 講習会費

受講料 17,000円 テキスト代 1,300円 昼食代 800円 合計 19,100円（消費税込）
但し、当建災防会員はテキスト代 1000円を補助しますので 18,100円。

5. 受講申込手続

- (1) 次頁の受講申込書及び受講票をキリトリ、必要事項を記入、捺印のうえ写真（2枚）を貼付して、開催日の10日前までに建災防支部又は各分会に受講料を添えて申し込んで下さい。
- (2) 受講申込書に該当する運転免許証の写しを貼付して下さい。
- (3) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (4) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- (5) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (6) 講習会費振込みの場合は、

中央三井信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

名義人は、いずれも**建災防静岡県支部（ケンサイボウシズオカケンシブ）**

6. 受講時の注意

- (1) 学 科 当日は受講票・筆記用具を持参して下さい。
- (2) 実 技 (イ) 作業衣・保護帽・安全靴・軍手を用意し、受講票・筆記用具を持参して下さい。
(ロ) 雨天に備え、カッパの用意をして下さい。
(ハ) 教官・指導員その他係員の指示に従い、不安全な行為等しないこと。

7. その他

- (1) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (2) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となります。
- (3) 受講票は全教育が修了するまで汚損紛失しないようお気を付け下さい。
- (4) 修了証は学科と実技の修了者に交付します。
- (5) 修了証は、教育修了時に交付しますので、印かんを持参して下さい。